



# 鳥取県公報

平成 25 年 5 月 24 日 (金)  
第 8 4 9 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (437) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (438) (〃) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (439) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (440) (〃) . . . . . 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (441) (経済産業総室) . . . . . 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (442) (農地・水保全課) . . . . . 5
	国土調査の成果の認証 (443) (〃) . . . . . 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (444) (中部総合事務所地域振興局) . . . . . 5
	開発行為に関する工事の完了 (445) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 6
◇ 教委告示	平成26年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針 (12) (特別支援教育課) . . . . . 6
	平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針 (13) (〃) . . . . . 8
	平成26年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (14) (高等学校課) . . . . . 10
◇ 公 告	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定 (経済産業総室) . . . . . 13
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町203	居宅療養管理指導	平成25年4月1日

### 2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所	八頭郡八頭町船岡殿159	平成25年4月1日

### 3 地域包括支援センター

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
鳥取市	鳥取市尚徳町116	鳥取東健康福祉センター	鳥取市国府町宮下1221	平成25年4月1日

## 鳥取県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社True	鳥取市湖山町東四丁目116	訪問介護事業所はあとふる	鳥取市湖山町東四丁目116	平成23年5月16日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社 True	鳥取市湖山町東四丁目116	訪問介護事業所はあとふる	鳥取市湖山町東四丁目116	平成23年5月16日

**鳥取県告示第439号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社シサマ	株式会社シサマ	鳥取市南隈881	平成25年5月20日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

**鳥取県告示第440号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社シサマ	株式会社シサマ	鳥取市南隈881	平成25年5月20日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

**鳥取県告示第441号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアウェルネス角盤店・a u ショップ米子  
米子市角盤町三丁目84外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者

- 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 島根県松江市西津田二丁目 8-20  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目 1-1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 島根県松江市西津田二丁目 8-20  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目 1-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年12月26日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,138平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 61台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 22台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 面積 72平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 容量 9.75立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社ウェルネス湖北 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前0時  
西日本モバイル株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から翌日午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 4か所  
イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日  
平成25年4月25日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成25年5月24日から4月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 11 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議

所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を平成25年5月16日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第443号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡三朝町	平成18年度から平成23年度まで	三朝町（大字坂本の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字坂本の一部	平成25年5月24日
〃	平成21年度及び平成22年度	三朝町（大字西小鹿の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字西小鹿の一部	〃
〃	〃	三朝町（大字東小鹿の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字東小鹿の一部	〃
〃	〃	三朝町（大字西尾の一部）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字西尾の一部	〃

#### 鳥取県告示第444号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年7月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年5月24日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人鳥取県木村式自然栽培実行委員会

- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
古川 哲次
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
倉吉市河北町141
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、木村式自然栽培を生産者・消費者・流通業者に普及啓発を行い、食の安全・環境の保護及び農業振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第445号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年 5 月 24 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成25年 2 月 12 日 鳥取県指令第201200172253号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市両三柳5316  
山西 洋二郎

## 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第12号

平成26年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜を次のとおり実施する。

平成25年 5 月 24 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成26年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

- 1 基本方針  
鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科並びに鳥取県立琴の浦高等特別支援学校を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。  
鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。  
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校については、別に定める平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針により入学者選抜を行うものとする。
- 2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校（特別支援学校の中学部を含む。イにおいて同じ。）を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成26年3月に中学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成26年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成26年2月21日（金）から同月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

受付時間は、平成26年2月21日（金）及び24日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（火）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成26年3月6日（木）

(3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校保健理療科及び専攻科理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成26年3月14日（金）

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年2月21日（金）から同月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

受付時間は、平成26年2月21日（金）及び24日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（火）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成26年3月6日（木）

ウ 検査内容

学力検査・面接

## エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

## オ 合格発表

平成26年 3 月14日（金）

## (2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

## ア 出願期間

平成26年 3 月19日（水）及び20日（木）とする。

受付時間は、平成26年 3 月19日（水）は午前 9 時から午後 4 時30分までとし、同月20日（木）は午前 9 時から正午までとする。

## イ 検査実施期日

平成26年 3 月25日（火）

## ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

## エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

## オ 合格発表

平成26年 3 月27日（木）

## 5 その他

鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

**鳥取県教育委員会告示第13号**

平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成25年 5 月24日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針

## 1 基本方針

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜は、高等特別支援学校が、中学校又は特別支援学校等の校長から提出される調査書、検査日に実施する諸検査及び面接により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

## 2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

## 3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若



しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)

(2) 平成26年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者(同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。)

#### 4 入学者選抜

##### (1) 一般入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

##### ア 出願期間

平成25年11月20日(水)から同月22日(金)までとする。

受付時間は、平成25年11月20日(水)及び21日(木)は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日(金)は午前9時から正午までとする。

##### イ 実施期日

平成25年12月12日(木)及び13日(金)(ただし、面接は、平成25年12月13日(金)とする。)

##### ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

##### a 実施教科

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握するため、次のとおり学力検査1及び学力検査2を行う。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り扱うものとする。

##### (a) 学力検査1

読み、書き、計算等の内容を中心に取り上げ、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力を総合的に評価する。

##### (b) 学力検査2

各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用する能力を総合的に評価する。

##### b 検査時間

学力検査1及び学力検査2の検査時間は、各45分間とする。

##### c 配点

学力検査1及び学力検査2の配点は、各50点とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、次により適性検査を実施する。

##### a 検査内容

作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握するため、次のとおり適性検査1及び適性検査2を行う。

##### (a) 適性検査1

作業の正確性、注意観察力、指示理解力、持続力、体力、集中力、手指の巧緻性<sup>ち</sup>等の作業遂行に必要なと考えられる能力を総合的に評価する。

##### (b) 適性検査2

社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

##### b 検査時間

適性検査1及び適性検査2の検査時間は、各45分間とする。

##### c 配点

適性検査1及び適性検査2の配点は、各50点とする。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

エ 選抜方法

合格者は、高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

平成25年12月20日（金）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成26年1月7日（火）までに、中学校、特別支援学校又は中等教育学校等の校長を経由して高等特別支援学校長に提出する。なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年1月14日（火）及び15日（水）とする。

受付時間は、平成26年1月14日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月15日（水）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成26年1月23日（木）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成26年1月29日（水）

5 その他

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。

---

**鳥取県教育委員会告示第14号**

平成26年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成25年5月24日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成26年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業し

た者若しくは平成26年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

### 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

#### (1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

##### ア 募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

(ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。） 募集定員の20パーセント以内

(イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。） 募集定員の50パーセント以内

(ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

##### イ 出願期間

平成26年2月5日（水）及び6日（木）

受付時間は、平成26年2月5日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月6日（木）は午前9時から正午までとする。

##### ウ 実施期日

平成26年2月13日（木）

##### エ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

##### オ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

##### カ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成26年2月18日（火）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成26年3月14日（金）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

#### (2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

##### ア 出願期間

平成26年2月21日（金）から同月25日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、平成26年2月21日（金）及び24日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（火）は午前9時から正午までとする。

##### イ 実施期日

平成26年3月6日（木）及び7日（金）（ただし、学力検査は、平成26年3月6日（木）とする。）

##### ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

###### a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

###### b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施すること

ができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

平成26年3月14日（金）

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年3月19日（水）及び20日（木）

受付時間は、平成26年3月19日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月20日（木）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成26年3月25日（火）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 合格発表

平成26年3月27日（木）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

平成26年3月4日（火）から同月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間に出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第135条の3第1項第4号の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容	認定の有効期間
株式会社ジーアイシー 代表取締役 桜井 博幸	倉吉市東巖城 町125	冠水警報システム 「かんちくん」	水位をセンサにより検知し、道路の冠水状況を電光表示板に表示するとともにリアルタイムで管理者へ通報するシステム	平成25年5月24日から平成28年5月23日まで
株式会社マスターラボ 代表取締役 津村 佳英	東伯郡湯梨浜 町大字旭135	インテリジェント ロギングシステム 「とりえ (T R I E)」	対象物までの距離（積雪量・水位）、温度・湿度及びカメラ映像のデータを計測し、データ蓄積、WEB表示及びバックアップをクラウドにて実現する観測・記録システム	〃

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

X線マイクロアナライザ貸借及び保守業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行場所

入札説明書による。

## (4) 履行期間

## ア 借入物品の納入期限

平成 25 年 8 月 30 日 (金)

## イ 借入物品の貸借期間及び保守期間

平成 25 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで

## (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(84月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

## イ (1)の物品に係る(4)のイの期間における貸借料(貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者貸借方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの代表者である者とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する資格及び条件

## ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## イ 平成25年5月24日(金)から同年6月28日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## ウ 平成25年5月24日(金)から同年6月28日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## エ 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の光学機器及び機械等(建物等以外)保守点検の計測・分析機器保守点検並びにその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年6月18日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

## オ (2)の第三者貸借方式により入札に参加する者でないこと。

## (2) 第三者貸借方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

## ア 2者それぞれが(1)のアからウまでの要件を全て満たしていること。

イ 2 者のうち、代表者となる者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が医療・理化学機器の光学機器類及び機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検に登録されており、他の 1 者がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 25 年 6 月 18 日（火）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者のうちの 1 者でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### （1）入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

F A X 0857-29-3700

メールアドレス k\_yosannikakari@pref.tottori.jp

#### （2）競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### （3）入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成 25 年 5 月 24 日（金）から同年 6 月 4 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

#### （4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

#### （5）入札及び開札の日時及び場所

平成 25 年 6 月 28 日（金）午後 2 時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月 27 日（木）午後 5 時までとする。）

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎 2 階）

### 5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 25 年 6 月 17 日（月）午後 5 時までに提出し、2 の入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### （1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に 84 月を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金

額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 3 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 84 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。